○福岡県警察の訓令等のホームページ掲載要領の制定について（通達）

平成１４年３月２８日

福岡県警察本部内訓第１５号

本部長

この度、福岡県警察の訓令及び内訓のホームページ掲載要領を次のとおり制定し、４月１日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

第１　目的

この内訓は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、福岡県警察の訓令、内訓及び一般通達（発信者が警察本部長であるものに限る。以下同じ。）（以下「訓令等」という。）のホームページへの掲載に関し必要な事項を定め、もって県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

第２　定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

１　ホームページ　福岡県警察がインターネット上に開設するホームページをいう。

２　所属　福岡県警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊並びに警察学校をいう。

３　主管所属長　訓令等を主管する所属の長をいう。

第３　訓令等のホームページ掲載

１　掲載基準

主管所属長は、主管する訓令等のうち、福岡県情報公開条例（平成１３年福岡県条例第５号）第７条第１項各号に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含まないものについてはその本文等（訓令にあってはその題名及び本則を、内訓及び一般通達にあってはその題名及び本文をいう。以下同じ。）を、非開示情報を含むものについてはその概要等（その題名及び概要をいう。以下同じ。）をホームページに掲載するものとする。ただし、当該訓令等で非開示情報を含むもののうち、その題名に非開示情報を含むもの及び非開示情報を明らかにすることなくその概要を作成することができないものについては、ホームページに掲載しないものとする。

２　掲載基準の例外

１（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、主管所属長は、主管する訓令等のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、当該訓令等の概要等をホームページに掲載

すること又は当該訓令等をホームページに掲載しないことができる。ただし、当該訓令等のうち、県民の関心の高いものについては、第１の目的に照らし、可能な限り、１（ただし書を除く。）の規定によりホームページに掲載するよう努めるものとする。

⑴　福岡県警察の内部管理に関する訓令等

⑵　専ら、技術的事項又は補足的事項を定めた訓令等

⑶　その他県民生活に影響を及ぼさない訓令等

第４　関係所属の長との協議

主管所属長は、主管する訓令等をホームページに掲載しようとする場合で、当該訓令等が他の所属の主管する業務に関係があると認めるときは、当該関係所属の長と協議を行うものとする。

第５　ホームページへの掲載手続等

１　掲載手続

⑴　主管所属長は、主管する訓令等をホームページに掲載しようとするときは、ホームページ掲載等申請書（様式第１号。以下「掲載等申請書」という。）により総務部総務課長に申請するとともに、当該訓令等の本文等又は概要等に係る電磁的記録（以下「本文・概要等データ」という。）を送付するものとする。

⑵　総務部総務課長は、⑴の規定による申請を受理したときは、当該本文・概要等データの内容を確認した後、速やかに、当該申請に係る掲載のための必要な手続をとるものとする。

２　改正手続

⑴　主管所属長は、ホームページに掲載している本文・概要等データに係る訓令等を改正した場合であって、当該本文・概要等データを改正する必要があるときは、速やかに、掲載等申請書により当該本文・概要等データの改正を総務部総務課長に申請するとともに、当該改正した訓令等に基づく本文・概要等データを送付するものとする。

⑵　総務部総務課長は、⑴の規定による申請を受理したときは、送付を受けた本文・概要等データの内容を確認した後、速やかに、当該申請に係る改正のための必要な手続をとるものとする。

３　削除手続

⑴　主管所属長は、ホームページに掲載している本文・概要等データに係る訓令等を廃止したとき又は当該本文・概要等データをホームページに掲載することが適当でないと認めたときは、ホームページ削除申請書（様式第２号）により当該本文・概要等データの削除を総務部総務課長に申請するものとする。

⑵　総務部総務課長は、⑴の規定による申請を受理したときは、速やかに、当該申請に係る削除のための必要な手続をとるものとする。

第６　本文・概要等データを印字した文書の閲覧

総務部総務課長は、ホームページに掲載している本文・概要等データを印字したものを総務部総務課情報公開室に備え付け、これを一般の閲覧に供するものとする。

第７　関係書類の保存期間

所属に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
訓令等データ申請簿	ホームページ掲載申請書 ホームページ削除申請書	1年